

別表（第10条関係）

公文書の種類	写しの交付の方法	単位	金額
文書又は図画	① A3判以下のコピー用紙に複写したもの	白黒1面	10 円
	② A3判以下のコピー用紙に複写したもの	カラー1面	20 円
	③ A1・A2判のコピー用紙に複写したもの	白黒1面	20 円
	④ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	1枚	当該写しの作成に要する費用に相当する額
写真フィルム	⑤ 印画紙に印画したもの	1枚	当該写しの作成に要する費用に相当する額
スライド	⑥ 印画紙に印画したもの	1枚	当該写しの作成に要する費用に相当する額
電磁的記録 （録音テープ 又は録音ディスク）	⑦ 録音カセットテープに複写したもの	120分テープ1本	220 円
電磁的記録 （ビデオテープ 又はビデオディスク）	⑧ ビデオカセットテープに複写したもの	120分テープ1本	250 円
電磁的記録 （録音テープ 又は録音ディスク、ビデオテープ 又はビデオディスクを除く）	⑨ A3判以下のコピー用紙に出力したもの	白黒1面	10 円
	⑩ A3判以下のコピー用紙に出力したもの	カラー1面	20 円
	⑪ 電磁的記録媒体に複写したもの	CD-R（700MB） 1枚	100 円
	⑫ 電磁的記録媒体に複写したもの	DVD-R（4.7GB） 1枚	120 円
映画フィルム	⑬ ビデオカセットテープに複写したもの	120分テープ1本	250 円
スライド及び 録音テープ	⑭ ビデオカセットテープに複写したもの	120分テープ1本	250 円

※ その他、実施機関以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。